



広島県報

定期
第36号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

規則	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (福 利 室) 一
告 示	(県法規登載) 出納長の事務の一部委任 (審査指導室) 二 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更 (市町行財政室) 二 国土調査の成果の認証(市町村)(二一件) (地域づくり推進室) 二 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要 (環境対策室) 三 漁業災害補償法の規定による漁獲共済義務加入申込みに対する同意 (漁業調整室) 四 河川敷地等の公用廃止 (道路河川管理室) 四
公 告	狩猟免許試験及び狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施 (自然環境保全室) 五 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(三件) (地域産業振興室) 七 土地改良区の役員の就任及び退任 (東広島地域事務所) 九 土地改良区の定款変更の認可 (備北地域事務所) 九
令	教育委員会教育長訓令 九 広島県立学校職員服務規程施行細則の一部を改正する訓令 (県法規登載) 九 公安委員会規程 九

広島県公安委員会公印規程の一部を改正する規程
..... (県法規登載) 一

公安委員会公告

技能検定員審査(大型・大特・牽引)の実施
..... 二
技能検定員審査(普自二)の実施
..... 二

正 誤

平成十八年五月一日付け広島県報(定期)第三十三号中 広島県告示第五百三十四号の訂正 (地域づくり推進室) 二	平成十八年五月一日付け広島県報(定期)第三十三号中 広島県告示第五百三十六号の訂正 (計量検定室) 二
平成十八年五月一日付け広島県報(定期)第三十三号中 広島県告示第五百三十七号の訂正 (漁業調整室) 二	

公布された規則のあらまし

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第五十一号)(福利室)

- 一 改正の要旨
 - 1 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が制定され、受刑者等が收容される施設の名称が改正されたことに伴い、必要な改正を行った。
 - 2 地方公務員災害補償法施行規則の一部が改正され、地方公務員災害補償基金が実施する福祉事業のうち、在宅介護のための住宅に関する事業及び身体障害者用自動車に関する事業が廃止されたことに伴い、関係規定を整理した。

- 二 施行期日
平成十八年五月十八日。ただし、一については、平成十八年五月二十四日

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月十八日

広島県規則第五十一号

議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年広島県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第十七条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、第二十一号を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七条の二第一号の改正規定は、平成十八年五月二十四日から施行する。

広島県知事 藤田雄山

告示

広島県告示第五百六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第七十一条第四項の規定によって、次のとおり出納長の事務の一部を委任させた。

広島県知事 藤田雄山

出納長の事務の一部の委任を受けた出納員	委任した事務	委任した年月日
広島県立呉昭和高等学校に所属する次の職員 中川新吾	一 当該出納員の所属する解の会計事務（法第一百七十条第二項第一号及び第七号に規定する会計事務を除く。）	平成一八年四月二六日

広島県告示第五百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が大崎上島町の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によって当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、大崎上島町長から届出があった。

平成十八年五月十八日

広島県知事 藤田雄山

位 置	欄	面 積	下 欄
豊田郡大崎上島町中野字大田濱四〇九二の一に接する無番地から字沖菅原五五三〇の二に接する道路に接する無番地を経て同字五五三〇の三七に接する道路に接する無番地に至る間の地先		六九五・〇八平方メートル	大崎上島町中野字大田濱

広島県告示第五百六十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によって、国土調査の結果を次のとおり認証した。

平成十八年五月十八日

広島県知事 藤田雄山

- 一 調査を行った者の名称
庄原市
- 二 調査を行った期間
平成十六年六月から平成十八年二月まで
- 三 成果の名称
庄原市地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
庄原市東城町川西の一部
- 五 認証年月日
平成十八年五月九日

広島県告示第五百六十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によって、国土調査の結果を次のとおり認証した。

平成十八年五月十八日

広島県知事 藤田雄山

- 一 調査を行った者の名称
庄原市
- 二 調査を行った期間
平成十六年六月から平成十八年二月まで

- 三 成果の名称
庄原市地籍図及び地籍簿調査を行った地域
- 四 庄原市総領町亀谷の一部
- 五 認証年月日
平成十八年五月九日

広島県告示第五百六十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成十八年五月十八日

広島県知事 藤田雄山

申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称	呉市音戸町南隠渡一丁目七番七号 株式会社 音戸工作所 代表取締役社長 菅田 充陽
工場又は事業場の所在地及び名称	東広島市八本松飯田一丁目一番一号 株式会社音戸工作所 八本松工場

二 申請の内容

特定施設 六五 酸又はアルカリによる表面施設一基を新設する。
また、六五 酸又はアルカリによる表面施設一基、排水処理施設及びN_o・一排水口の水質を変更し、雨水排水口であるN_o・二、三、四排水口を廃止する。
1 特定施設の種類の能力及び使用の方法
(その一)

種 類	種 能	等 期			力
		工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工 事 開 始 予 定 年 月 日	
六五 酸又はアルカリによる表面処理施設一基(リン酸被膜施設)	一日当たり一、〇〇〇ヶ	許可後直ちに	許可後直ちに	許可後直ちに	
		完成後直ちに	完成後直ちに	完成後直ちに	
		二〇時間連続使用(なし)			

汚水等の排出先	排出される汚水等の汚染状態					項目
	燃 含 有 量	窒 素 含 有 量	浮 遊 物 質 量	化 学 的 酸 素 要 求 量	水 素 イ オン 濃 度 (単 位 ・ 水 素 指 数)	
産業廃棄物処理業者へ処理委託	〇・三	五	一〇	四〇	七〇	通常
						最大
	〇・四	一〇	二〇	六〇	一〇〇	最大

(その二)

使用の方法	工 期 等	種 類	項目	
			使用開始予定年月日	工事着手予定年月日
排出される汚水等の汚染状態	通常	六五 酸又はアルカリによる表面処理施設一基(B・二塗装前処理ライン)	通常	二〇
窒素含有量	最大		二二〇	
	完成後直ちに	同上	通常	二〇
	着工後直ちに		最大	八三

2 汚水等の処理の方法(污水处理施設)

使用の方法	工 期 等		工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工 事 開 始 予 定 年 月 日	変 更 前	変 更 後										
	使用開始	完成予定															
処理前汚水の汚染状況	燃 含 有 量	窒 素 含 有 量	目	既 設	通 常	最 大	通 常										
								三六	一五	八六	五四	八	一五	一六	五四	三六	一五
処理後の汚水の汚染状況	燃 含 有 量	窒 素 含 有 量	目	既 設	通 常	最 大	通 常										
					三六	一五	八六	五四	八	一五	一六	五四	三六	一五	四〇・五	一五	四〇・五

3 排水水の汚染状態(その一)

排水口名	1 排水口		項 目	変 更 前	変 更 後
	燃 含 有 量	窒 素 含 有 量			
No.二、三、四排水口を廃止する。	六〇	一一〇	単位・リットルにつきミリグラム	最大	最大
	八	一六		最大	最大

(その二)

事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成十八年五月十八日から

平成十八年六月七日まで

2 縦覧場所

広島県環境部環境対策局環境対策室、広島県東広島地域事務所厚生環境局環境管理課及び東広島市生活環境部環境保全課

広島県告示第五百六十五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法

第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意があつたものと認めた。

平成十八年五月十八日

区 域 阿多田島区域 瀬戸内海機船びき網漁業

区 分 阿多田島漁業協同組合の地区)

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第五百六十六号

河川区域の変更により次のとおり廃川敷地等が生じた。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年五月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 河川の名称

二級河川黒瀬川水系中川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十八年五月十八日

三 廃川敷地等の位置

東広島市西条町土与丸六丁目一〇九五番一六

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地
九七・〇五平方メートル

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条、第四十八条及び第四十九条の規定による平成十八年度の狩猟免許試験（以下「試験」という。）並びに同法第五十一条の規定による平成十八年度狩猟免許更新に係る適性試験（以下「更新」という。）を次のとおり実施する。

平成十八年五月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 実施する免許種別

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三十九条第二項に定める網・わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の三種

二 試験等の日時、免許種別、定員及び場所

1 試験

月 日	曜日	開始時刻	免許種別	定 員	場 所
七月二〇日	木	九 時	網・わな猟	八〇名	福山市三吉町一丁目一・一 福山地域事務所第一庁舎
七月二八日	金	三九〇分	網・わな猟 第二種銃猟	〃	庄原市西本町二丁目二〇・一〇 庄原市田園文化センター
八月 八日	火	九 時	〃	一五〇名	広島市中区基町一〇・五二 広島県庁舎本館
八月二〇日	日	〃	〃	七〇名	東広島市西条昭和町一三二一〇 東広島地域事務所会議棟
八月三一日	木	〃	網・わな猟	五〇名	呉市西中央一丁目三二二五 呉地域事務所第二庁舎
九月 七日	〃	〃	網・わな猟 第一種銃猟	一五〇名	広島市中区基町一〇一五二 広島県庁舎本館

2 更新

月 日	曜日	開始時刻	免許種別	定 員	場 所
六月二七日	火	九 時	網・わな猟 第一種銃猟	七〇名	三次市十日市東四丁目六一 備北地域事務所第三庁舎
〃	〃	三〇三分	〃	〃	〃
六月二八日	水	一 三時	〃	八〇名	呉市西中央一丁目三二二五 呉地域事務所第二庁舎
七月 五日	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	三〇三分	〃	一〇〇名	府中市府川町七〇 府中市文化センター
七月 六日	木	一 三時	〃	〃	東広島市西条昭和町一三二一〇 東広島地域事務所庁舎会議棟
七月 七日	金	〃	〃	一五〇名	安芸高田市甲田町高田原一四四六三 安芸高田市甲田若者定住センターミューズ
七月二二日	水	〃	〃	八〇名	呉市西中央一丁目三二二五 呉地域事務所第二庁舎
〃	〃	三〇三分	〃	四〇名	尾道市御調町一〇一〇一 尾道市市民館
七月二三日	木	一 三時	〃	七〇名	山県郡北広島町有田二三四 北広島町役場本庁舎
七月二四日	金	三九〇分	〃	一〇〇名	庄原市西本町二丁目二〇一〇 庄原市田園文化センター
〃	〃	一 三時	〃	七〇名	山県郡北広島町有田二三四 北広島町役場本庁舎
七月二八日	火	〃	〃	一五〇名	広島市中区基町一〇五二 広島県庁舎本館
七月二九日	水	〃	〃	八〇名	呉市西中央一丁目三二二五 呉地域事務所第二庁舎
〃	〃	三〇三分	〃	一〇〇名	尾道市古浜町二六二二 尾道地域事務所庁舎
七月二二日	金	九 時	〃	〃	福山市三吉町一丁目一 福山地域事務所第一庁舎
〃	〃	一 三時	〃	七〇名	山県郡安芸太田町加計五九〇八二 川・森・文化・交流センター
〃	〃	〃	〃	一〇〇名	東広島市西条昭和町一三二一〇 東広島地域事務所庁舎会議棟

三 試験等の内容

1 試験

(一) 知識試験

八月二日	"	"	八月二日	"	八月九日	八月七日	"	八月三日	八月二日	八月一日	"	七月二日	"	七月二日	七月二日	"	
火	"	"	金	"	水	月	"	木	水	火	"	木	"	水	火	"	
一三時	三〇三分時	一三時	九時	三〇三分時	"	一三時	三〇三分時	九時	一三時	三〇三分時	"	一三時	三〇三分時	"	一三時	三〇三分時	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
一五〇名	"	"	一〇〇名	八〇名	七〇名	一五〇名	五〇名	八〇名	六〇名	一〇〇名	七〇名	"	"	一〇〇名	七〇名	"	
広島市中区基町一〇五二 広島県庁舎本館	福山市三吉町一丁目一 福山地域事務所第一庁舎	東広島市西条昭和町一三〇 東広島地域事務所庁舎会議棟	福山市三吉町一丁目一 福山地域事務所第一庁舎	世羅郡世羅町西上原一三三 世羅町甲山農村環境改善センター	豊田郡大崎上島町中野四〇九八 大崎上島町大崎産業会館	広島市中区基町一〇五二 広島県庁舎本館	尾道市因島土生町八八 尾道市因島市民会館	庄原市東城町川東一七五 庄原市役所東城支所庁舎	廿日市市下平良一 廿日市市役所庁舎	神石郡神石高原町小島一〇二五 神石高原町三和公民館	竹原市中央五丁目五二四 竹原市民館	広島市安佐北区可部町四丁目一三 広島市安佐北区役所庁舎	三原市城町一丁目一八 三原市民福祉会館	広島市安佐北区可部町四丁目一三 広島市安佐北区役所庁舎	備北地域事務所第三庁舎	三次市十日市東四丁目六一 備北地域事務所第三庁舎	福山市三吉町一丁目一 福山地域事務所第一庁舎

四

1 試験

広島県内に住所地を有する者。ただし、試験日に次のいずれかに該当する者は除く。

(一) 二十歳に満たない者

(二) 統合失調症者、そううつ病者(そう病及びうつ病を含む。)、てんかん病者(発作が再発するおそれのない者、発作が再発しても意識障害がもたらされない者及び発作が睡眠中に限り再発する者を除く。)、その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、若しくは著しく低下させる症状を呈する病気の者

(三) 麻薬、大麻、アヘン又は覚せい剤の中毒者

(四) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから、三年を経過してない者

(五) 狩猟免許の取消しを受けた後三年を経過していない者(ただし、当該取消しに係る狩猟免許の種類に限る。)

(六) 不正の手段により狩猟免許試験を受け、又は受けようとして、受験することを禁止

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具の取扱い並びに鳥獣に関する知識について筆記試験を行う。

(二) 適性試験

視力(矯正視力を含む。)、聴力(補聴器により矯正された聴力を含む。)、及び運動能力について行う。

(三) 技能試験

狩猟免許の種類に応じて次の課題について実技試験を行う。
網・わな猟免許 網・わな猟具の判別及び取扱い、鳥獣の判別
第一種銃猟免許 模造銃の取扱い、距離の目測、鳥獣の判別
第二種銃猟免許 模造空気銃の取扱い、距離の目測、鳥獣の判別

注1 複数の種類の免許を申請した者については、申請により同一試験日で受験できるものとする。

注2 適性試験、知識試験、技能試験の順に行い、適性試験、知識試験のいずれかが不合格の者に対しては、技能試験を行わない。

注3 狩猟免許を取得し、その有効期間内に他の種類の狩猟免許試験を受けようとする者については、知識試験(猟具に係るものを除く。)を免除する。

2 更新

適性試験(検査)(視力「矯正視力を含む。」、聴力「補聴器により矯正された聴力を含む。」、運動能力)及び講習を行う。

受検等の資格

1 試験

広島県内に住所地を有する者。ただし、試験日に次のいずれかに該当する者は除く。

(一) 二十歳に満たない者

(二) 統合失調症者、そううつ病者(そう病及びうつ病を含む。)、てんかん病者(発作が再発するおそれのない者、発作が再発しても意識障害がもたらされない者及び発作が睡眠中に限り再発する者を除く。)、その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、若しくは著しく低下させる症状を呈する病気の者

(三) 麻薬、大麻、アヘン又は覚せい剤の中毒者

(四) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから、三年を経過してない者

(五) 狩猟免許の取消しを受けた後三年を経過していない者(ただし、当該取消しに係る狩猟免許の種類に限る。)

(六) 不正の手段により狩猟免許試験を受け、又は受けようとして、受験することを禁止

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具の取扱い並びに鳥獣に関する知識について筆記試験を行う。

(二) 適性試験

視力(矯正視力を含む。)、聴力(補聴器により矯正された聴力を含む。)、及び運動能力について行う。

(三) 技能試験

狩猟免許の種類に応じて次の課題について実技試験を行う。
網・わな猟免許 網・わな猟具の判別及び取扱い、鳥獣の判別
第一種銃猟免許 模造銃の取扱い、距離の目測、鳥獣の判別
第二種銃猟免許 模造空気銃の取扱い、距離の目測、鳥獣の判別

注1 複数の種類の免許を申請した者については、申請により同一試験日で受験できるものとする。

注2 適性試験、知識試験、技能試験の順に行い、適性試験、知識試験のいずれかが不合格の者に対しては、技能試験を行わない。

注3 狩猟免許を取得し、その有効期間内に他の種類の狩猟免許試験を受けようとする者については、知識試験(猟具に係るものを除く。)を免除する。

2 更新
されている者

広島県内に住所を有する者で、平成十五年度に狩猟免許を取得又は更新した者。ただし、1(二)から(五)までに該当する者を除く。

五 申請手続

1 申請書用紙等の請求先

広島県環境部環境対策局自然環境保全室(〒七三〇 八五二一 広島市中区基町一〇五二)又は最寄りの広島県地域事務所に請求すること。郵便等で請求するときは封筒の表に「申請書用紙請求」と朱書きし、八十円切手をはった、あて先・郵便番号明記の返信用定形封筒を必ず同封すること。

2 提出書類

狩猟免許申請書

前記四(一)及び(三)に該当しない旨の医師の診断書。ただし、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、提出しなくてよい。

受験・受講票(申請前六か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルの写真をはり、所定の事項を記入したものを)。
八十円切手をはった、あて先・郵便番号明記の返信用定形封筒一通(受験・受講票の返信用)

3 申請書の提出先

広島県環境部環境対策局自然環境保全室(〒七三〇 八五二一 広島市中区基町一〇五二)

郵送等をする場合は、封筒の裏に「申請書在中」と朱書すること。

4 申請書の受付期限及び受付時間

(一) 受付期限

受けよつとする試験等の期日の十日前(その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に關する法律「昭和二十三年法律第七十八号」に規定する休日「以下「休日」という。に当たる場合は、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。郵送等の場合は、受付期限までの消印があるものに限り受け付けらる。ただし、申請者の数が定員に達した後は、受け付けない。

(二) 受付時間

午前八時三十分から午後五時まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

5 手数料

(一) 新たに狩猟免許を受けよつとする者
一件につき五千三百円

(二) 狩猟免許を受け、その有効期間内に他の免許を受けよつとする者
一件につき四千円

(三) 更新を受けよつとする者
一件につき二千九百円

6 手数料の納付方法

手数料は、広島県収入証紙を申請書の所定欄にはって納めること。
広島県収入証紙には消印をしないこと。
なお、納付された手数料は返還しない。

六 結果の通知

試験の終了後一か月以内に、合格者には狩猟免許を送付し、不合格者には不合格通知を送付する。

更新の結果については、合格者には平成十八年九月十五日以降旧免許と引き換えに狩猟免許を交付し、不合格者には不合格通知書を送付する。

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定によつて、大規模小売店舗の変更の届出があつた。
平成十八年五月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デイック・フレスタ北吉津店

所在地 福山市北吉津町二丁目二番地外

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称
(変更前) デイック・フレスタ北吉津店

(変更後) ダイキ・フレスタ北吉津店

三 変更の日

平成十八年四月二十日

四 変更する理由

ダイキ株式会社との社名と店舗名を統一したため

五 届出年月日

平成十八年五月一日

六 届出等の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）
福山市経済環境局経済部商工課（福山市東桜町三番五号）
七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

本日から平成十八年九月十九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年九月十九日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があつた。

平成十八年五月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デイックEX坂

所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目一三 三五外

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

(変更前) 名称 ダイキ株式会社 代表取締役社長 大亀 文夫

住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

(変更後) 名称 ダイキ株式会社 代表取締役社長 山下 雄輔

住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

三 変更の日

平成十五年四月一日

四 変更する理由

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者変更のため

五 届出年月日

平成十八年五月八日

六 届出等の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）
坂町産業建設課（安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目一番一号）

七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

本日から平成十八年九月十九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年九月十九日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があつた。

平成十八年五月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デイックEX坂

所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目一三 三五外

二 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) 名称 デイックEX坂

(変更後) 名称 ダイキEX坂

三 変更の日

平成十八年四月二十日

四 変更する理由
ダイキ株式会社社の社名と店舗名を統一したため

五 届出年月日
平成十八年五月一日

六 届出等の縦覧場所
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

七 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
1 期間
本日から平成十八年九月十九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に關する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

八 意見書の提出
法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限
平成十八年九月十九日

2 提出先
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

東広島市上三永土地改良区から次の役員が就任及び退任した旨の届出があった。
平成十八年五月十八日

広島県東広島地域事務所長 日 當 康 典

(就任役員)

職名 氏名 住所

理事 北野 雅司 東広島市西条町上三永二二三六

荒谷 悟 " " " " 一六七五

平谷 照三 " " " " 一一七三

柿谷 安徳 " " " " 一一三三

岡野 義孝 " " " " 一七〇八

石丸 明生 " " " " 二〇七五

藤野 俊彦 " " " " 二〇六九

監事 影山 成行 " " " " 二五六四

向井 隆治 " " " " 二一九〇

(退任役員)

職名 氏名 住所

理事 北野 雅司 東広島市西条町上三永二二三六

荒谷 悟 " " " " 一六七五

平谷 照三 " " " " 一一七三

柿谷 安徳 " " " " 一一三三

岡野 義孝 " " " " 一七〇八

石丸 明生 " " " " 二〇七五

藤野 俊彦 " " " " 二〇六九

影山 成行 " " " " 二五六四

片山 隆治 " " " " 二一九〇

向井 隆治 " " " " 一一一三・二

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百三十条第二項の規定によって、安芸高田市高宮町川根土地改良区の定款変更を平成十八年五月九日認可した。
なお、この認可について不服がある者は、認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、認可の取消しを求むる訴えを提起することができる。
平成十八年五月十八日

広島県芸北地域事務所長 森 下 幾 三

教育委員会教育長訓令

広島県教育委員会教育長訓令第六号

広島県立学校職員服務規程施行細則の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十八年五月十八日

広島県教育委員会
教育長 関 靖 直

広島県立学校職員服務規程施行細則の一部を改正する訓令

広島県立学校職員服務規程施行細則 (昭和五十五年広島県教育委員会教育長訓令第6号)
の一部を次のように改正する。
別記様式第二号その一中

「 日 時間 日 時間 日 時間 日 時間 」

「 日 時間 日 時間 日 時間 日 時間 」

同様式その2及び同様式その3中

「 日 時間 日 時間 日 時間 日 時間 日 時間 日 時間 」

「 日 時間 日 時間 日 時間 日 時間 日 時間 日 時間 」

改める。

別記様式第六号中

請求の 期間	年 月 日	月日数	職 名	氏 名
	自 年 年 月 月 日 日	月 日		

請求の 期間	年 月 日	時 間	月日数	職 名	氏 名
	自 年 年 月 月 日 日	分 分 分 分 分 分 分 分			

校長	教 頭	事務長	事 務 担 当 者	出 勤 簿 整 理 印	承 認 取 消
取消の 期間	自 年 年 月 月 日 日	自 年 年 月 月 日 日	自 年 年 月 月 日 日	自 年 年 月 月 日 日	印
事由					

校長	教 頭	事務長	事 務 担 当 者	出 勤 簿 整 理 印	時 間 変 更
					承 認 取 消 し
変更後 の時間	時 間	分 分 分 分 分 分 分 分	職 名	氏 名	印
取消し の期間	年 月 日	月日数	職 名	氏 名	印
事由					

改める。
別記様式第六号中

「1 申請 (取消) の期間及び申請 (取消) の内容
(新規取得 延長取得 再取得 取消)
期 間 平成 年 年 月 月 日から 平成 年 年 月 月 日まで 月 日間 」

「1 申請 (取消) の期間及び申請 (取消) の内容
(新規取得 延長取得 再取得 時間変更 取消)
期 間 平成 年 年 月 月 日から 平成 年 年 月 月 日まで 時 時 分 分 分 分 分 分 分 分 月 日間 」

「承認取消」を「承認取消し」と改める。
「1」の條を「別記様式第六号」の下の欄に改める。

2 改正前の広島県立学校職員服務規程施行細則による様式により作成された用紙で、この教育委員会教育長訓令施行の際現に使用中及び保管中のものは、改正後の広島県立学校職員服務規程施行細則による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用を認むる。

公安委員会規程

広島県公安委員会規程第 8 号

広島県公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年 5月18日

広島県公安委員会
委員長 宮 地 治 夫

広島県公安委員会公印規程の一部を改正する規程

広島県公安委員会公印規程 (昭和33年広島県公安委員会規程第 1 号) の一部を次のように改正する。

本則第 1 項の表中

広島県公安委員会	縦7ミリメートル 横11ミリメートル	1 自動車運転免許証備考欄記入用 2 交通規制に関する適用除外車両に係る標章の記載事項の変更用
広島県公安委員会之印 放置駐車	縦7ミリメートル 横11ミリメートル	1 自動車運転免許証備考欄記入用 2 交通規制に関する適用除外車両に係る標章の記載事項の変更用

に改める。

附 則

この公安委員会規程は、平成18年 5月18日から施行する。

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第46号

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第99条の 3 第 4 項第 1 号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則 (平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。) 第 2 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年 5月18日

広島県公安委員会
委員長 宮 地 治 夫

- 1 審査の種類
技能検定員審査 (大型・大特・牽引)
- 2 審査の期日
平成18年 6月20日
- 3 審査の場所
広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号
広島県運転免許センター
- 4 審査対象者
道路交通法第99条の 2 第 4 項第 2 号の規定に係る者
- 5 審査の方法
規則第12条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等
 - (1) 申請に必要な書類

ア 技能検定員審査申請書 (写真及び審査手数料貼付のもの)	1 通
イ 技能検定員等審査手数料計算表	1 通
ウ 自動車運転免許証の写し	1 通
エ 履歴書	1 通
オ 運転記録証明書	1 通
 - (2) 技能検定員資格者証等を有している者はその写し
 - (3) 申請書等の提出先
広島県警察本部交通部運転教育課長
 - (4) 申請書等の提出期限

平成18年6月13日

広島県公安委員会公告第47号

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第99条の2第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。) 第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年5月18日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

- 1 審査の種類
技能検定員審査 (普自二)
- 2 審査の期日
平成18年6月21日
- 3 審査の場所
広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
広島県運転免許センター
- 4 審査対象者
道路交通法第99条の2第4項第2号の規定に係る者
- 5 審査の方法
規則第4条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等
 - (1) 申請に必要な書類
 - ア 技能検定員審査申請書 (写真及び審査手数料貼付のもの) 1通
 - イ 技能検定員等審査手数料計算表 1通
 - ウ 自動車運転免許証の写し 1通
 - エ 履歴書 1通
 - オ 運転記録証明書 1通
 - カ 技能検定員資格者証等を有している者はその写し 1通
 - (2) 申請書の提出先
広島県警察本部交通部運転教育課長
 - (3) 申請書等の提出期限
平成18年6月14日

正 誤

平成十八年五月一日付け広島県報 (定期) 第三十三号に記載の広島県告示第五百三十四号 (平成十八年度地籍調査事業計画) の表の一部を次のように訂正する。

地域振興部地域振興対策局地域づくり推進室長

ページ	段	行	誤	正
三	下	「調査区域」の欄の後ろから七	総領町五箇の一部、東城町川西の一部	総領町五箇の一部、東城町東城の一部、東城町川西の一部

平成十八年五月一日付け広島県報 (定期) 第三十三号に記載の広島県告示第五百三十六号 (特定計量器の定期検査の実施) の一部を次のように訂正する。

商工労働部総務管理局計量検定室長

ページ	段	行	誤	正
五	上	三	平成十八年六月二十二日まで	平成十八年八月四日まで

平成十八年五月一日付け広島県報 (定期) 第三十三号に記載の広島県告示第五百三十七号 (漁船保険義務加入事前届出に伴う指定漁船調査の縦覧) の一部を次のように訂正する。

農林水産部農水産振興局漁業調整室長

ページ	段	行	誤	正
六	下	七	川尻	川尻町